

TMEHジャパン株式会社行動計画(第1回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がそれぞれの能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 22 年 12 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日 までの4年4カ月間

2 内容

目標1 妊娠中の女性社員の母性健康管理についての資料を作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

《対策》

- 平成22年12月～ 社員へのアンケート調査、検討開始、情報収集
- 平成23年6月～ 制度に関する資料の作成
- 平成24年4月～ 役職者への教育
- 平成24年10月～ 社員へ資料の配付
- 平成25年4月～ 資料の第1回見直し
- 平成25年10月～ 第1回見直し後の資料の配付
- 平成26年4月～ 資料の第2回見直し
- 平成26年10月～ 第2回見直し後の資料の配付

目標2 社員による育児休業申出を受けた場合、当該社員の育児休業中における待遇および復帰後の労働条件についての資料を作成し、当該申出社員に渡しながらか通知し、もって周知を図る。

《対策》

- 平成22年12月～ 社員へのアンケート調査、検討開始、情報収集
- 平成23年6月～ 待遇および労働条件に関する資料の作成
- 平成24年4月～ 役職者への教育
- 平成24年10月～ 当該申出社員へ資料による通知
- 平成25年4月～ 資料の第1回見直し
- 平成25年10月～ 第1回見直し後の資料による通知
- 平成26年4月～ 資料の第2回見直し
- 平成26年10月～ 第2回見直し後の資料による通知

目標3 育児休業から復帰後の社員は、養育する子が小学校入学前までの間、所定労働時間を超えて労働させない制度を導入する。

《対策》

- 平成22年12月～ 社員へのアンケート調査、検討開始、情報収集
- 平成25年1月～ 調査結果に基づき、当該制度導入に向けての障害の対策検討
- 平成25年10月～ 試験的に当該制度を実施
- 平成26年4月～ 試験結果に基づき、当該制度導入に向けての障害の対策検討
- 平成26年10月～ 当該制度導入